

## 事後審査型一般競争入札公告共通事項（建設工事）

### 1 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 宇和島市建設工事等請負業者選定要綱（平成17年8月告示第12号）第4条第1項の規定により建設工事入札参加資格審査申請書を提出している者及び南予水道企業団に建設工事入札参加資格審査申請書を提出している者であること。
- (2) 入札期間の初日から落札者の決定の日までの間に、準用する宇和島市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成17年告示97号）に基づく入札参加資格停止期間がない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (5) 入札後審査型一般競争入札公告個別事項（以下「個別事項」という。）の表中「設計業務等の受託者」に掲げるこの公告の工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がない者であること。
- (7) 個別事項の表中「許可業種」に掲げる業種について、個別事項の表中「許可区分」に掲げる区分の許可（当該区分が一般建設業の場合は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項第1号に掲げる者、特定建設業の場合は、同項2号に掲げる者に係る同項の許可をいう。（以下同じ。）を受けている者であり、かつ個別事項の表中「本店等区分」に掲げる本店等（許可を受けているものに限る。）を有する者であること。
- (8) 法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（その審査基準日が開札日から起算して過去1年7月以内であるもののうち、直近のものに限る。）の結果通知書の建設工事の種別の種別年間平均工事高、総合評定値等が、個別事項の表中「建設工事の種別」に掲げる種別において、個別事項の表中「その他（経審）」に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (9) 個別事項の表中「格付（登録）業種」に掲げる業種について、資格者名簿に登載された格付、所在地等が、個別事項の表中「格付等級」、「登録所在地」及び「その他（格付）」に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (10) 開札日から起算して過去15年間に、個別事項の表中「工事の種類等」及び「その他（元請、出資比率等）」に掲げる要件を全て満たす工事の施工実績を有する者であること。ただし、当該工事については、工事が完成し引渡しが完了しているもので、一般財

団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報（コリンズ）、契約書の写し、発注者の施工証明書等で要件を満たすことが確認できる1件の工事であること。

- (11) 次の要件を全て満たす監理技術者又は主任技術者を専任（法第26条第3項の規定に基づき、請負予定金額が3,500万円未満（建築一式工事にあっては7,000万円未満）の場合は技術者の専任及びウに掲げる要件は不要とする。以下同じ。）で配置することができるものであること。

ア 個別事項の表中「法令による資格・免許等」に掲げる要件を全て満たす者であること。

イ 開札日から起算して過去15年間に、個別事項の表中「従事経験」に掲げる要件を全て満たす者であること。

ウ 開札日以前に申請者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

## 2 設計図書等の閲覧等

- (1) 設計図書等については、個別事項の表中「設計図書等の閲覧期間」に掲げる期間において、南予水道企業団ホームページにより閲覧に供する。
- (2) 設計図書等に質疑がある場合は、個別事項の表中「設計図書等に対する質疑書の提出期限」に掲げる期限までに、6(8)に掲げた問合せ先へ電子メールで質疑書を提出すること。
- (3) (2)の質疑に対する回答を記載した書面は、個別事項の表中「質疑に対する回答書の閲覧期間」に掲げる期間において、南予水道企業団ホームページにより閲覧に供する。ただし、閲覧期間の始期より早く閲覧に供することを妨げるものではない。

## 3 入札方法

- (1) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格を確認するための資料（以下「申請書等」という。）を求めるので、原則として、個別事項の表中「入札参加資格確認申請書の提出期限」に掲げる期限までに提出すること。
- (2) 入札方法は郵便入札とする。
- (3) 入札回数は1回とする。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札に際しては、指定様式による工事費内訳書を提出すること。

## 4 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。

- (1) 予定価格を超える入札
- (2) 工事費内訳書の提出が無い入札、入札金額と工事費内訳書の総額が異なる入札
- (3) 競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (4) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (5) 入札心得、現場説明において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- (6) 競争参加資格のあることを確認されたものであっても、入札時点において入札参加資格停止期間中である者等のした入札

## 5 落札者の決定方法

- (1) 落札候補者から提出された申請書等の内容を審査し、入札参加資格を満たしていると認められる場合には、落札候補者を落札候補者と決定して審査を終了するものとする。ただし、落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認められる場合には、次順位者から順に、落札者が決定するまで同様の手続きを行う。
- (2) (1) の落札候補者が準用する宇和島市低入札価格調査実施要領（平成22年告示第9号）に規定する調査対象者であるときは、(1) に関わらず、入札参加資格の審査及び同要領に規定する低入札価格調査を行った上で落札者を決定する。
- (3) 落札候補者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者となる順位を決定する。

## 6 その他

- (1) 入札保証金は免除とする。
- (2) 契約保証金は個別事項の表中「契約保証金」に掲げるとおり。
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 資料申請書等の作成に係る経費は、提出者の負担とする。なお、提出された申請書等は返却しない。
- (5) 企業長は、提出された資料等申請書等を競争参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用することはできない。
- (6) 申請書等に虚偽の記載を行った場合においては、準用する宇和島市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成17年告示第97号）の規定に基づき入札参加資格停止を行うことがある。
- (7) 落札者は、競争参加資格確認資料に記載した配置予定技術者を、原則として当該工事の現場に配置すること。
- (8) 契約条項を示す場所及び問合せ先  
個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問合せ先」に掲げるとおり。